

## 第2部

### 第1次東広島市環境基本計画における市の取組み

---

第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

第3章 環境を守り・伝える心と活動を育むまち



写真：里地里山エリア（志和町）



## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第1節 豊かな自然環境の保全と活用

#### (1) 人との関りが深い自然環境の保全

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 森林の保全

地域による森林整備の取組み等により、水源かん養機能や景観維持等、森林が有する多様な環境機能の保全を目指します。

##### ● 農地の保全

農地が農地として持続的に利用されるような取組みにより、農地の多面的な環境機能（保水能力や生物の生息環境、田園景観の重要な構成要素等）の保全を目指します。

##### ● 海の保全

水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての里海の保全を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成24年 9月 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定

平成25年 3月 「未来へつなげ命の環！ 広島プラン～生物多様性広島戦略～」(広島県)策定

平成31年 3月 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」成立

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・人工林の健全化を図るため、環境貢献林整備事業により、間伐を行いました。
- ・農地パトロールを実施し、現況農地の調査および支援を行い、耕作放棄地の解消に務めました。
- ・持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行いながらも、生産量や品質は水準を維持し、より良い営農環境を保っていくための生産方式）の導入計画を作成した農業者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を促進しました。
- ・地球温暖化防止や生物多様性保全など、自然環境の保全に資する営農活動に地域でまとまりをもって取り組んだ農業者団体等を支援しました。
- ・東広島ブランド推奨マーク使用者及び地産地消応援認定店の登録を行い、農林水産物の消費拡大や、地産地消の推進を行いました。
- ・安芸津湾大芝島南側のエリアを、安芸津漁協に委託し、海底のゴミを除去しました。

※事業面積 平成25年度：3.0km<sup>2</sup>、26年度2.8km<sup>2</sup>



農林水産物（米）

■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
耕作放棄地解消面積	20ha (平成25年度)	0ha (平成20年度)	4.1ha (令和3年度)	×
エコファーマー認定件数	15件 (平成25年度)	5件 (平成22年度)	0件 (令和3年度)	×

■取組みを通じた課題

- ・森林所有者等の高齢化や後継者不足などから、管理不足による竹林の拡大や松枯れなどの荒廃による自然環境の悪化が懸念されます。また、農地の集積や集約を図っていますが、荒廃農地を活用した規模拡大には至っていません。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・地域における森林整備の取組み等により、水源かん養機能や景観維持等、森林が有する公益的機能の保全を目指します。
- ・農地が農地として持続的に利用されるような取組みにより、農地の多面的な環境機能（保水機能や生物の生息環境、田園景観の重要な構成要素等）の保全を目指します。
- ・水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての里海の保全を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
耕作放棄地解消面積	農地転用されても耕作放棄地解消とみなされることから、農地の保全の指標としてそぐわないため。
エコファーマー認定件数	エコファーマー補助制度が終了したことに伴い、今後、新たな認定が見込めないため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積 [設定理由] 森林の保全のため、適切な森林整備が行われている面積を指標とするため。	48.2ha (令和2年度)	59ha (令和13年度)
木の駅事業での受け入れ量 [設定理由] 森林保全のため、地域の木質資源の利活用状況を指標とするため	132t (令和2年度)	200t (令和13年度)
地力増進支援事業によるたい肥投入面積 [設定理由] 農地の保全のため、化学肥料に依らない作付面積を指標とするため。	1,617,913m <sup>2</sup> (令和3年度)	現状維持 (令和13年度)



## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第1節 豊かな自然環境の保全と活用

#### (2) 自然とのふれあいの推進

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 自然とふれあうことができる場づくり

森林、川、ため池、海などの本市が有する多様な自然と安全に楽しくふれあうことができる場づくりを目指します。

##### ● 自然とふれあえる機会や活動の充実

自然とふれあうことによって、自然環境に対する理解や愛着を深め、環境保全に対する自主的な行動の促進を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成25年 9月 「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」発足

平成27年 10月 「自然公園における法面緑化指針」（環境省自然環境局）策定

平成28年 12月 国立公園において「国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2020」策定

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・憩いの森公園、龍王島自然体験村などの自然体験施設の管理に間伐材を使用したり、ストーブ燃料に木質ペレットを活用するなど、施設利用の促進を図りました。
- ・自然公園では間伐を行うなど、子どもも大人も安心して山に入り、自然とふれあえる空間整備の充実に努めました。
- ・地域センターや生涯学習(支援)センターで、地域をめぐるウォーキング講座や、自然体験講座など、自然と触れ合う講座を開催しました。
- ・樹木や食品について考えながら自然に触れてもらう機会とするため、低年齢者を対象とした椎茸植菌体験教室を行いました。
- ・木の育成を促すために除伐を行い、除伐材は苗木の植え付けの際の地ごしらえに利用しました。



森林整備作業





■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標			達成状況
		計画当初	現状	
自然公園の利用者数	110,000人 (令和3年度)	99,376人 (平成22年度)	115,940人 (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「余暇は自然とふれあうように心がけている」と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	47% (平成22年度)	50.5% (令和3年度)	×

■取組みを通じた課題

- ・指導者の高齢化に伴い、イベント開催が難しくなり、自然体験施設の利用者数の増加ペースが鈍化しています。
- ・地域センターが実施した講座には、自然とふれあえる機会や活動の充実を目的としたものが多いですが、自然環境を維持する環境保全の学習には至っていません。自然とふれあうことにより、自然に対する理解や愛着を深め、受講者が自ら環境保全の活動を行うきっかけとなるような内容にしていく必要があります。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・森林、河川、海などの本市が有する多様な自然環境と、安全に楽しくふれあうことができる場づくりを目指します。
- ・自然とふれあうことによって、自然環境に対する理解や愛着を深め、環境保全に対する自主的な行動の促進を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民アンケートにおいて「余暇は自然とふれあうように心がけている」と回答した市民の割合	進行管理をするうえで、毎年、アンケート調査を行うことが困難なため。





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第1節 豊かな自然環境の保全と活用

#### (3) 生物多様性の保全

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 生物多様性の保全

山から海に至る本市の多様な環境に適応した生物に対する認識を高め、生物多様性の保全を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成24年2月	「農林水産省生物多様性戦略」(農林水産省)改定
平成24年3月	「生物多様性地域連携促進法 地域連携保全活動計画作成の手引き」(環境省)発行
平成24年9月	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定
平成25年3月	「未来へつなげ命の環! 広島プラン～生物多様性広島戦略～」(広島県)策定
平成28年3月	「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」(環境省)作成・公表 「生物多様性分野における気候変動への適応」(環境省)発行
平成29年6月	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」公布 (二次的自然に分布する種を対象とした特定第二種国内希少野生動植物種制度が創設)
平成30年4月	「一般社団法人環境DNA学会(環境DNA学会)」発足
平成31年4月	「環境DNA調査・実験マニュアル Ver.2.1」(環境DNA学会)発行
令和2年4月	「環境DNA調査・実験マニュアル Ver.2.2」(環境DNA学会)発行
令和2年6月	「環境DNA分析技術を用いた淡水魚類調査手法の手引き 第1版」(環境省)公表

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・毎年、主要河川23地点について底生生物や付着藻類を調査し、川の水質を評価しました。調査結果はホームページ等で公表しました。
- ・生涯学習出前講座等を通じて、小中学校で出前講座を開催し、川の生き物調査を通じて子ども達と水質を調査しました。その結果から、参加者が環境保全のためにできることを考えました。
- ・広島大学総合博物館の協力により、椋梨川上流でオオサンショウウオの生息調査を行いました。
- ・平成26年に、第11回日本オオサンショウウオの会東広島大会を開催しました(参加者200名)。
- ・龍王山総合公園で、生態が観察できるよう生態観察の森や昆虫の森、散策道を整備しました。



オオサンショウウオ

■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
動物基礎調査・水生植物基礎調査で確認された種数（外来生物を除く）	次回調査時に同種類以上を確認	動物：調査終了後に明記 植物：77種 (平成22年度)	オオサンショウウオ成体 23個体 (令和2年度)	—

■取組みを通じた課題

- 平成30年7月豪雨で被災した河川の復旧・改修が進められつつある中、関係機関と連携しながらオオサンショウウオ等の水生生物の保護や生息環境の保全、形成に取り組む必要があります。
- 近年、中国産オオサンショウウオや在来種との交雑種が国内各地で確認されています。近隣の岡山県や、広島県内では太田川でも確認されており、東広島市内において発見・排除の体制づくりや、持ち込ませないための広報啓発が必要となっています。
- 令和4年5月に外来生物法が改正され、取組みの主体が国から地方公共団体や国民とされました。正しく取組みを普及するための情報提供や活動の仕組みづくりが求められます。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 本市を特徴付ける、農耕地やため池などが混在する身近な里地里山環境に多数の生物が生息・生育することを認識し、環境保全意識を高め、これら環境を維持、整備することで生物多様性の保全を目指します。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
希少野生動植物の指定 [設定理由]オオサンショウウオなど、生物多様性の保全状況の指標となる動植物を新たに設定し、管理するため。	0種 (令和3年度)	現状値より増加
豊栄町清武周辺のオオサンショウウオ個体数 [設定理由]河川の生態系において、頂点に位置づけられるオオサンショウウオをモニタリングすることで、水生昆虫やプランクトンなどの保全状況を把握するため。	23個体 (令和3年度)	現状値を維持





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第2節 緑あふれる美しい町並みの創出

#### (1) 市街地の緑の保全と整備・創出

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 市街地の緑の保全

公園や街路樹、生垣などを適切に維持・管理し、私たちの生活に潤いを与えるとともに、都市部における多様な生物の生息環境でもある、市街地の緑の保全を目指します。

##### ● 市街地の緑の整備・創出

公共施設や民有地等の緑化、公園の整備等により、市街地の緑の整備・創出を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成28年12月 「緑による建物の魅力アップガイド」(国土交通省)作成

平成29年6月 「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行

(民間による市民緑地の整備を促す制度の創設、新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設等)

平成31年4月 「庭園間交流連携促進計画登録制度(ガーデンツーリズム登録制度)」(国土交通省)創設

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・旧庁舎において、本館に緑のカーテンを設置しました。平成25年度以降、新庁舎では立体駐車場についても壁面緑化を設置し、北館では屋上緑化を行いました。
- ・公共施設に資機材を配布し、緑のカーテンを設置しました(平成24～28年度)。
- ・緑のカーテンコンテストを開催し、優秀な取組みを表彰するとともに、ホームページ上で事例を紹介しました(平成23～25年度)。
- ・公衆衛生推進協議会が実施する花いっぱい運動を支援し、市街地の緑の保全を推進しました。
- ・みどりの少年団の自然学習や植樹祭などの行事を通じて、団員の養成を行いました。
- ・地区計画制度を活用し、ゆとりのある住居空間の確保や生垣の整備等による地域ぐるみの緑化を推進しました。



緑のカーテン



みどりの少年団による植樹



■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
歩いていける範囲の都市公園等の市街地に対する整備率	70% (令和2年度)	66.4% (平成20年度)	→ 71.6% (令和2年度)	○
公園里親制度活用団体数	60 団体 (令和2年度)	26 団体 (平成22年度)	→ 90 団体 (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「公共の広場、公園、緑」に対して満足と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	38% (平成22年度)	→ 53.8% (令和3年度)	×

■取組みを通じた課題

- 公園里親制度を活用する団体の更なる増加を目指し、広報やホームページ以外にも SNS による発信を行う等、より幅広く情報発信を行う必要があります。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 公園や街路樹、生垣などを適切に維持・管理し、私たちの生活に潤いを与えるとともに、都市部における多様な生物の生息環境でもある、市街地の緑の保全を目指します。
- 公共施設や私有地等の緑化、公園の整備等により、市街地の緑の整備・創出を目指します。
- 良好な景観形成のためのルール作り等により、快適で質の高い町並みの形成を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
歩いていける範囲の都市公園等の市街地に対する整備率	第1次計画において、目標を達成したため。
公園里親制度活用団体数	第1次計画において、目標を達成したため。
市民アンケートにおいて、「公共の広場、公園、緑」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
一人当たりの都市公園面積 [設定理由]人口が増加している中、市民一人当たりに対し一定の公園面積を確保することを目的とするため。	6.4m <sup>2</sup> /人 (令和2年度)	6.5m <sup>2</sup> /人 (令和13年度)



## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第2節 緑あふれる美しい町並みの創出

#### (2) 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 歴史・文化的資源の保全・活用

歴史・文化的資源を大切に保全し、地域の歴史を学ぶ教材等として活用するなど、先人が私たちに残してくれた貴重な環境資源の保全・活用を目指します。

##### ● 歴史的な町並みの保全

西条の酒蔵通りや白市の町並みなど、本市が有する歴史的な町並みの保全と活用を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

- 平成26年 3月 「地域活性化のための産業遺産・工場見学等の活用ガイドブック」  
(経済産業省) 作成・公表
- 平成27年 5月 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」閣議決定
- 平成30年 6月 「文化財保護法」改正《地域における文化財の総合的な保存・活用等》
- 平成30年12月 国際記念物遺跡会議(イコモス)の国内委員会から西条の酒造施設群が「日本の20世紀遺産の20選」の一つに選出

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・酒蔵地区のメイン通りである西条本通り線の美装化舗装工事や、一部区間の電線類地中化工事、案内看板の設置を行いました。
- ・登録文化財・歴史的建造物等の修繕修景に対する補助を行いました。
- ・歴史的町並みが残る白市地区の交流拠点である白市交流会館について、指定管理による運営を行い、地域の活力向上を図りました。また、地域の景観形成推進団体へ補助金を交付し、活動を支援しました。
- ・安芸国分寺歴史公園を整備し、樹木管理を業務委託しながら、整備当初の植生を維持しました。
- ・登録有形文化財建造物の推進を図り、歴史的建造物の保全に務めました。
- ・西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査を実施し、町並み保存のための資料を収集しました。



酒蔵通り



安芸国分寺歴史公園

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
市民アンケートにおいて「歴史的な資源の豊かさ」に対して満足と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	30% (平成22年度)	44.6% (令和3年度)	×

■ 取組みを通じた課題

- 産業構造や生活様式の変化によって、歴史的景観や町並みの景観が急速に失われつつあります。

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 歴史・文化的資源を大切に保全し、地域の歴史を学ぶ教材等として活用するなど、先人が私たちに残してくれた貴重な環境資源の保全・活用を目指します。
- 西条酒蔵通りを中心とする酒造施設群を本市の文化として保存するため、良好な景観を維持するとともに、酒造り文化を守るため地下水の保全に努めます。
- 白市の町並みなど、本市が有する歴史的な町並みの保全と活用を目指します。



白市の町並み

■ 目標の見直し

○ 第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民アンケートにおいて、「歴史的な資源の豊かさ」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第2節 緑あふれる美しい町並みの創出

#### (3) 潤いのある市街地景観の創出

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 総合的な景観形成の推進

良好な景観形成のためのルールづくり等により、快適で質の高い町並みの形成を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成30年 3月 「世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり～全国47都道府県の景観を活かしたまちづくりと効果～」(国土交通省)作成・公表

平成30年 4月 「景観法運用指針」(国土交通省 農林水産省 環境省)改正

平成31年 3月 「景観計画策定の手引き」(国土交通省)作成・公表

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- 地域の景観形成推進団体へ補助金を交付し、活動を支援しました。
- 景観法に基づく取り組みばかりではなく、県の自主条例に基づく、大規模行為等の届出制度により、潤いのある市街地景観の創出を推進しました。
- 景観法に基づく景観計画策定に向けた取組みとして、地区計画制度の活用により、ゆとりある居住空間の確保や、生垣の整備等による地域ぐるみの緑化推進を図りました。



ブルーパール  
(県道195号西条停車場線)



■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
市民アンケートにおいて「町並みの美しさ」に対して満足と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	39% (平成22年度)	45.7% (令和3年度)	×

■ 取組みを通じた課題

- ・無秩序な土地の利用などによって、東広島市らしい景観が損なわれることが懸念されていることから、景観の整備・保全を推進する必要があります。

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・先述の「市街地の緑の保全と整備・創出」と「歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全活用」に統合する形で取り組んでまいります。

■ 目標の見直し

○ 第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民アンケートにおいて、「街並みの美しさ」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第3節 水・水辺環境の保全・向上

#### (1) 健全な水質と水循環の確保

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 健全な水質の保全

水を汚さない取り組みの実践等により、健全な水質の保全を目指します。

##### ● 適正な水循環の確保と水資源の有効活用

水源となる森林の保全や雨水利用等により、水循環の確保と水資源の有効活用を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

- 平成25年 3月 「気候変動による水質等への影響解明調査報告」（環境省）公表
- 平成26年 7月 「水循環基本法」制定
- 平成26年 8月 「ウォーターフットプリント算出事例集」（環境省）作成・公表
- 平成27年 7月 「水循環基本計画」閣議決定
- 平成27年12月 「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（答申）」（中央環境審議会）
- 平成30年 7月 「沿岸透明度の目標設定ガイドライン」（環境省）作成・公表
- 令和 2年 3月 「広島県污水適正処理構想」改訂
- 令和 2年 6月 「水循環基本計画」閣議決定

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・東広島市污水適正処理構想に基づき、効率的、効果的な生活排水対策を推進するため、下水道管路の整備や小型浄化槽設置整備への支援を行いました。
- ・市民の皆様へ、下水道の大切さをより深く理解していただく入り口となるよう、酒蔵通りデザインと豊栄町デザインのマンホールカードを配布しました。
- ・新たに浄化槽を設置した人を対象に、浄化槽維持管理講習会を実施し、分かりやすい浄化槽の維持管理の解説を行いました（平成24年度～平成28年度）。
- ・市役所本庁舎や消防庁舎の建て替えに伴い、雨水を屋外散水や、トイレの洗浄水として利用しました（本庁舎の令和元年度実績で、年間2,614m<sup>3</sup>）。



マンホールカード  
(酒蔵通りデザイン・豊栄町デザイン)

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化			達成状況
		計画当初	現状		
生活環境項目に係る排水基準のうち、一般項目の適合率（水質）	83% （令和3年度）	80.1% （平成22年度）	82.4% （令和3年度）	→	×
水洗化人口普及率	79% （令和3年度）	62.1% （平成22年度）	87.7% （令和3年度）	→	○
市民アンケートにおいて「川などの水のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合	60% （令和3年度）	41% （平成22年度）	39.8% （令和3年度）	→	×

■ 取組みを通じた課題

- 市内中心部を流れる黒瀬川をはじめとする河川は、人口に対して流量が少ないことなどから、生活排水が適正に処理されていても、一部で水質が環境基準を超過しているところがあります。



市内中心部を流れる黒瀬川

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 水を汚さない取組みの実践等により、健全な水質の保全を目指します。
- 水源となる森林の保全や雨水利用により、水循環の確保と水資源の有効活用を目指します。

■ 目標の見直し

○ 第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
生活環境項目に係る排水基準のうち、一般項目の適合率（水質）	計画の趣旨から、目標を排水基準適合率から環境基準に見直すため。
市民アンケートにおいて「川などの水のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○ 第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
河川・海域の類型指定水域における環境基準達成率 〔設定理由〕 計画の趣旨から、目標を排水基準適合率から環境基準に見直し、年間の代表値で評価する。	77.8% （令和元年度）	83% （令和13年度）





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第3節 水・水辺環境の保全・向上

#### (2) 水辺環境の保全とふれあいの創出

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 水辺環境の保全と再生

川やため池、海などの水辺の自然環境を将来にわたって健全に保全するとともに、失われたり失われつつある水辺環境の再生を目指します。

##### ● 水辺とのふれあいの創出

安全に水辺とふれあえる場づくり等により、市民の憩いの場や、豊かな水辺環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

- 平成25年 6月 「水防法及び河川法の一部を改正する法律」公布  
「河川協力団体制度」(国土交通省)創設
- 平成26年 6月 「海岸法の一部を改正する法律」公布  
「海岸協力団体制度」(国土交通省)創設
- 平成27年 10月 「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布・施行  
(「自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記等」)
- 平成31年 3月 「MIZUBE ASOBI GUIDE」(国土交通省)発行

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・簡易な道路・河川維持作業を地域ぐるみの社会奉仕活動として行う団体に報奨金を交付しました。
- ・河川整備について、可能な範囲で環境保全型ブロックを利用していましたが、平成30年7月豪雨以降は、安全性の高い護岸の整備に努めました。
- ・東広島市内のため池2か所に底質改善材を設置し、その前後の水質及び底質検査を実施しました(平成24年度～平成26年度)。
- ・公共用水域の水質を監視し、原因の解決に努めました。また、一定規模以上の処理水を放流する事業所に立ち入り、適切な管理が行われていることを確認しました。
- ・小中学校を中心に、川を通じて地域の環境を学ぶ出前講座を実施し、水辺の自然環境に触れながら私たちにできることを一緒に考えました。



ため池の底質改善材の設置



■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
市民アンケートにおいて「水や水辺とのふれあいのしやすさ」に対して満足と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	28% (平成22年度)	20% (令和3年度)	×

■ 取組みを通じた課題

- ・近年、大雨による河川等の被災が多く、特に平成30年7月豪雨災害以降、河川整備や災害復旧工事においては、防災の観点から環境保全型ブロックの使用が難しくなっています。
- ・市が管理する川やため池、海については、防災面を重視した整備を進める必要があり、水辺環境の保全や親水空間の創出と相反する部分があります。
- ・農業用ため池は、水利権者が管理しています。事故防止のフェンス設置にあたっては地元負担金が発生する場合があります。管理者と意見を調整する必要があります。



平成30年度以降の護岸修復

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・河川やため池、海などの水辺の自然環境を将来にわたって健全に保全するとともに、失われたり失われつつある水辺環境の再生を目指します。
- ・安全に水辺とふれあえる場づくり等により、市民の憩いの場や豊かな水辺環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指します。

■ 目標の見直し

○ 第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民アンケートにおいて「水や水辺とのふれあいのしやすさ」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。





## 第1章 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

### 第4節 良好な大気環境等の保全

#### (1) きれいな空気や静かな環境等の保全

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 大気環境の保全

空気を汚さない取り組み等により、きれいな大気環境の保全を目指します。

##### ● 静かな環境の保全

日常生活や事業活動から騒音を発生させない取り組み等により、静かな環境の保全を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の社会的動向

平成25年12月	「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」（環境省）公表
平成26年3月	「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」（環境省）改訂
平成26年9月	「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標について（中間とりまとめ）」（中央環境審議会）公表
平成27年10月	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）公表
平成29年5月	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）通知
平成30年4月	「水銀大気排出規制」開始
平成31年3月	「生活騒音パンフレット」（環境省）公表
平成31年3月	「悪臭防止法パンフレット」（環境省）公表

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- 大気環境調査や自動車騒音・環境騒音測定を実施して、異常がないかモニタリングを行いました。
- 光化学オキシダントが一定基準を超過した際に、小中学校や保育園などに情報提供する体制をとりました。なお、過去10年間に光化学オキシダント注意報や警報は発令されませんでした。
- 野焼きを防止するため、ホームページや広報誌を通じて野焼き禁止について呼びかけるとともに、苦情が寄せられたものについては指導を行いました。
- 市道の整備などにより、国道の交通量の分散化を図り、渋滞の緩和や騒音の軽減に寄与しました。
- きれいな大気環境により美しい星空を守るため、市内で実施されたライトダウンキャンペーンを後援し、本庁舎の無駄な照明を消すなど取組みに参加しました。



自動車騒音調査



ライトダウン in 東広島の様子

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
大気汚染に係る環境基準項目のうち、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	100% (令和3年度)	100% (平成22年度)	→ 100% (令和3年度)	○
騒音に係る環境基準適合率	90% (令和3年度)	87.8% (平成22年度)	→ 96.2% (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「空気のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合	90% (令和3年度)	78% (平成22年度)	→ 73.4% (令和3年度)	×
市民アンケートにおいて「まちの静けさ」に対して満足と回答した市民の割合	80% (令和3年度)	63% (平成22年度)	→ 69.3% (令和3年度)	×

■ 取組みを通じた課題

- ・市内はきれいな大気環境が維持されていますが、夏季を中心に光化学オキシダント濃度が高まることがあり、引き続き市民の皆様に必要なに応じた情報提供が必要です。
- ・野焼きの相談が寄せられていることから、引き続き、野焼き禁止について情報提供を行い、市民の皆様のご理解が必要です。

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・空気を汚さない取組み等により、きれいな大気環境の保全を目指します。
- ・日常生活や事業活動から騒音を発生させない取組み等により静かな環境の保全を目指します。

■ 目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民アンケートにおいて、次の項目 ・「空気のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合 ・市民アンケートにおいて「まちの静けさ」に対して満足と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
憩いの森公園上空における夜空の明るさ [設定理由] 新たに光害の取組みを設定し、本市の代表的な測定地点として西条地区の市街地の明るさを反映する憩いの森公園を設定。市街化が進む中で適切な光環境の保全が行われることで現状が維持されることを目標とする。	77.8% (令和元年度)	83% (令和13年度)





## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第1節 資源循環型社会の構築

#### (1) 廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 3Rを基本とした取組みの推進

「ごみはできるだけ発生させない（発生抑制：リデュース）」、「いらぬものは他の人や他の用途で使ってもらおう（再使用：リユース）」、「資源として使えるものは使う（再資源化：リサイクル）」の3Rを基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

平成24年	7月	「地域循環圏形成推進ガイドライン」（環境省）作成・公表
平成25年	5月	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
平成28年	3月	「第4次広島県廃棄物処理計画」（広島県）策定
平成29年	3月	「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」（環境省）作成・公表
平成30年	6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
令和元年	5月	「プラスチック資源循環戦略」策定
令和2年	3月	「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」（環境省）作成・公表

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・市の公共施設や一部の地域センターで、古着古布の拠点回収を開始しました。
- ・ごみとして捨てられる小型家電からレアメタルを回収するため、本庁舎、支所、出張所に小型家電回収ボックスを設置しました。
- ・ごみ組成の50%を占める厨芥類を抑制するため、生ごみ処理機の購入費用の一部を補助や、電気式生ごみ処理機の貸し出しを行いました。
- ・資源回収推進団体に、資源回収量に応じて報奨金を交付しました。
- ・食品ロスとなりうる食品を一定の期間を設けて回収し、生活の貧困等により支援を必要とする人を支援する福祉施設や団体に譲渡するフードドライブ事業を実施しました。



広島中央エコパーク



■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
市民1人1日当たりのごみ排出量	850g (令和3年度)	969g (平成22年度)	935g (令和3年度)	×
市民アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した市民の割合	100% (令和3年度)	94% (平成22年度)	99.0% (令和3年度)	×
事業者アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した事業者の割合	100% (令和3年度)	91% (平成22年度)	94.9% (令和2年度)	×

■取組みを通じた課題

- ・市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度に1,000gを超えましたが、その後935gまで徐々に減少しています。今後は、全体のごみ排出量のうち、大半を占める燃やせるごみの排出抑制に取り組む必要があります。
- ・市の処理施設で処理するごみのうち、資源化されるものの割合は横ばい状態が続いています。3Rを推進することにより、ごみ排出量の低減と、再資源化率の向上に取り組む必要があります。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・「ごみはできるだけ発生させない（発生抑制：リデュース）」、「いらぬものは他の人や他の用途に使ってもらう（再利用：リユース）」、「資源として使えるものは使う（再資源化：リサイクル）」の3Rを基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
アンケートにおいて、次の項目 ・市民アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した市民の割合 ・事業者アンケートにおいて「ごみと資源物の分別を行っている」と回答した事業者の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
再資源化率 [設定理由]市民1人当たりのごみ排出量にはリサイクルされるものも含まれている。令和3年10月から稼働開始した処理施設で新たに再資源化可能なもの等について従前と比較し評価する必要があるため。	15.5% (令和3年度)	22.2%以上 (令和8年度)



## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第1節 資源循環型社会の構築

#### (2) 不法投棄防止対策の推進

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 環境美化活動の促進による不法投棄の防止

自分たちの暮らすまちを清潔に保つため、多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい、清潔な環境づくりを目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

- 平成27年 9月 産業廃棄物の不法投棄等に係る「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」（支障除去等に対する支援に関する検討会）公表
- 平成28年 12月 広島県ホームページ上で、不法投棄に関する通報入力フォーム作成
- 平成30年 6月 「海岸漂着物処理推進法」改正（マイクロプラスチック対策等）
- 令和 元年 5月 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更」閣議決定  
「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・シルバー人材センターへの委託や、環境保全監視員への補助を通じて、不法投棄の監視パトロールを行い、毎年100トンを超すごみを処理しました。
- ・地域清掃活動を行う地域団体へ、ごみ袋の配布やごみの回収などの活動支援を行いました。
- ・不法投棄が多い場所や路線に不法投棄監視カメラを設置して、不法投棄されにくい環境づくりを進めました。
- ・不法投棄された土地の所有者に対して助言や現地確認などを行いました。
- ・不法投棄防止啓発看板や、犬のフン放置防止看板を作成し、希望者に配布しました。
- ・市内54会場できれいなまちづくりキャンペーンを開催し、ごみの回収ウォークを実施しました。
- ・出前講座を通じた呼びかけ、ホームページや広報誌等を通じた啓発を行いました。



きれいなまちづくりキャンペーン



不法投棄監視パトロール



監視カメラ

■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数	16,700人 (令和3年度)	15,051人 (平成21年度)	8,224人 (令和4年度)	×
市民アンケートにおいて「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」と回答した市民の割合	100% (令和3年度)	94% (平成22年度)	98.5% (令和3年度)	×

■取組みを通じた課題

- 本市の不法投棄の多くは山林や河川、道路際に見られます。大規模な不法投棄は減少していますが、ごみのポイ捨てや、人目につかない場所への不法投棄は後を絶ちません。また、多くは投棄者が特定されず、指導が行えていません。
- 道路や河川に捨てられたプラスチック類は、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックとなり、海洋生態系への影響も懸念されます。



海洋プラスチックごみ

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい清潔な環境づくりを目指します。
- 不法投棄パトロールや地域清掃を実施することで、不法投棄を早期に発見し、解決します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数	イベントによる一時的なものでなく、地域清掃の回数により評価する内容で指標を再設定するため。
市民アンケートにおいて、「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
地域清掃の支援を行った回数 [設定理由] イベントによる一時的なものでなく、地域清掃の回数により評価する内容で指標を再設定するため。	415回 (令和3年度)	500回 (令和13年度)
不法投棄で回収したごみ量 [設定理由] 成果指標として新たに設定する。	105t (令和3年度)	70t (令和13年度)





## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第2節 低炭素社会の形成

#### (1) 温室効果ガスの抑制に向けた総合的な取組みの推進

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 地球温暖化防止、低炭素社会構築のための仕組みづくり

地球にやさしいライフスタイルへの転換など、市民一人ひとりの知恵と工夫により、地球温暖化の防止や低炭素社会を実現していくための効果的な仕組みづくりを目指します。

##### ● 二酸化炭素吸収源対策の推進

適切な森林の育成・管理等により、温室効果ガスの大部分を占めている二酸化炭素の吸収源となる、森林の環境機能の保全を目指します。

##### ● 地産地消の促進

地場農産物の販売促進や学校給食、飲食店での利用拡大等により、フードマイレージの削減にもつながる地産地消の促進を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

平成24年 4月	「第四次環境基本計画」閣議決定（長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す）
平成24年 10月	「地球温暖化対策のための税」施行
平成24年 12月	「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行
平成25年 3月	「当面の地球温暖化対策に関する方針」（地球温暖化対策推進本部）決定
平成27年 12月	COP21（フランス・パリ）において「パリ協定」採択
平成28年 5月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
平成29年 3月	「長期低炭素ビジョン」（中央環境審議会）策定
平成30年 6月	「気候変動適応法」（平成30年6月）公布
令和 4年 3月	東広島市ゼロカーボンシティ宣言



のんバス

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・ 自家用車に比べて、二酸化炭素排出量の抑制につながる公共交通機関として、西条市街地循環バス「のんバス」や西条駅と広島空港をつなぐ「西条エアポートリムジン」のほか、コミュニティバスの運行を開始しました。
- ・ 本市で活動する地球温暖化対策地域協議会「エコネットひがしひろしま」と連携し、団体の活動やひがしひろしま環境フェアなどの環境イベントを通じて地球温暖化対策に関する情報の発信や、啓発を行いました。
- ・ 誰一人取り残さない持続可能な社会を目指す「SDGs」の理念の下、「やさしい未来都市 東広島」の実現に向け、温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。



ひがしひろしま環境フェア



■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
民生家庭部門の二酸化炭素排出量	37.1万t-CO <sub>2</sub> 20%以上削減 (令和3年度)	46.4万t-CO <sub>2</sub> (平成22年度)	→ 36.0万t-CO <sub>2</sub> (平成30年度)	×
市民アンケートにおいて「アイドリングストップを行うなどエコドライブを心がけている」と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	37% (平成22年度)	→ 89.7% (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「出来るだけ自家用車を使わず徒歩や自転車、バス、電車の利用を心がけている」と回答した市民の割合	35% (令和3年度)	23% (平成22年度)	→ 52.3% (令和3年度)	○

■取組みを通じた課題

- 地球温暖化が一因と考えられる高温や豪雨などの異常気象の頻度が高まっています。これらに対応していくため、気候変動に対する緩和策は低炭素から脱炭素に舵を切り、さらなる適応策の推進が必要です。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 河川の整備や維持修繕、防災重点ため池の整備や適正な管理、不用ため池の有効活用や民間による流域貯留施設の確保等、総合的な治水対策に取り組みます。  
豪雨被害などによる災害の軽減に向け、雨水の貯留、ため池の豪雨診断等に基づいた適切な対策を図ります。
- 自宅や勤務先をハザードマップで確認するなど、防災知識の習得に務めます。
- 温暖化に伴い増加するおそれがある熱中症の健康被害に関する知識を入手し、日頃から予防に務めます。
- 日常生活から節水を心がけ、雨水タンクに溜めた水を散水に使うなど水資源を有効に利用します。  
また、森林の保全活動に参加するなどして、水源のかん養に務めます。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
民生家庭部門の二酸化炭素排出量	運輸部門や産業部門なども含めて総合的に評価するため。
市民アンケートにおいて、次の項目 ・「アイドリングストップを行うなどエコドライブを心がけている」と回答した市民の割合 ・「出来るだけ自家用車を使わず徒歩や自転車、バス、電車の利用を心がけている」と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
市域の二酸化炭素排出量 [設定理由] 1次計画では民生家庭部門など一部を評価していたが、国のマニュアルに従い、運輸部門や産業部門なども含めて総合的に評価するため。	2,258千t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	46%以上削減 (令和12年度) 今後精査を要する



## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第2節 低炭素社会の形成

#### (2) 新エネルギーの導入

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 新エネルギーの導入の推進

東広島市に適した新エネルギーの導入やエネルギーの地産地消を推進し、低炭素社会の実現を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

平成24年 7月	「固定価格買取制度」開始
平成25年 3月	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(環境省)策定
平成26年 3月	「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」(環境省)発表
平成26年 4月	「第4次エネルギー基本計画」閣議決定
平成28年 6月	「日本再興戦略2016」閣議決定(再生可能エネルギーの導入促進について記載)
平成30年 7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
令和元年12月	「環境省RE100達成のための行動計画」(環境省)策定
令和2年 6月	「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ100%」への挑戦～」(環境省)作成

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム(HEMS)や定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車受給電システム(V2H)など、家庭のスマートハウス化に対して、費用の一部を補助しました。
- ・本庁舎や消防庁舎など、公共施設の建て替えに合わせて、太陽光発電システムを導入しました。
- ・学校給食センターから出る廃食用油は、事業者により再資源化し、バイオディーゼルとして利用されました。
- ・東広島浄化センターに、放流水を利用した小水力発電を導入しました。
- ・再生可能エネルギーの利用促進のほか、地域でエネルギーをマネジメントする地域分散型の地産地消電力を推進するため、賛同する企業・団体と地域新電力会社「東広島スマートエネルギー株式会社」を設立しました。



廃食用油の回収



小水力発電設備  
(東広島浄化センター)

■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目		目標	計画当初	現状	達成状況
新エネルギー等の導入目標	太陽光発電	期待可採量の20%以上 (令和3年度)	(期待可採量) 2.12×10 <sup>9</sup> kWh (平成22年度)	→ 3.21×10 <sup>9</sup> kWh (令和2年度)	○
	中小水力発電	期待可採量の20%以上 (令和3年度)	(期待可採量) 3.59×10 <sup>9</sup> kWh (平成22年度)	→ 1.95×10 <sup>9</sup> kWh (令和2年度)	○
廃棄物系バイオマスの利用率 (下水汚泥)		100% (令和3年度)	100% (平成22年度)	→ 100% (令和2年度)	○
市民アンケートにおいて「太陽光発電を行っている」と回答した市民の割合		30% (令和3年度)	8% (平成22年度)	→ 21.1% (令和3年度)	×
事業者アンケートにおいて「太陽光発電を導入している」と回答した事業者の割合		50% (令和3年度)	11% (平成22年度)	→ 17.8% (令和2年度)	×

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- 東広島市に適した再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー等の導入目標</li> <li>廃棄物系バイオマスの利用率（下水汚泥）</li> </ul>	第1次計画における新エネルギーの定義を再生可能エネルギーに修正するとともに、東広島市環境先進都市ビジョン第2期行動計画により、目標を見直したため。
アンケートにおいて、次の項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケートにおいて「太陽光発電を行っている」と回答した市民の割合</li> <li>事業者アンケートにおいて「太陽光発電を導入している」と回答した事業者の割合</li> </ul>	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
再生可能エネルギー導入容量 [設定理由]東広島市環境先進都市ビジョン第2期行動計画に示した目標を実現するため。	22.1万KW (令和元年度)	26.5万KW (令和8年度) 以降現状維持





## 第2章 身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第2節 低炭素社会の形成

#### (3) 省エネルギーの推進

##### ■ 取り組みの方向性

##### ● 省エネルギー活動の推進

市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常生活や事業活動における省エネルギー活動を推進することにより、低炭素型社会の実現を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

- 平成25年 5月 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正（電気の需要の平準化の推進、トップランナー制度の建築材料への拡大等）
- 平成26年 3月 「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」（環境省）発表
- 平成27年 6月 『COOL CHOICE』を旗印に政府を挙げて国民運動を展開する発言（安倍総理）
- 平成27年 7月 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布
- 平成30年 6月 「省エネ法」改正（連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度、中長期計画の提出頻度の軽減等）

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取り組み概要

- ・ 緑のカーテンコンテストやストップ地球温暖化ポスターコンクールを開催しました。初めて緑のカーテンに取り組みの方のために、緑のカーテンハンドブックの配布や、緑のカーテン講習会を開催しました。
- ・ 省エネチャレンジテストを開催し、優秀な取り組み事例を紹介するとともに、省エネナビを貸し出し、エネルギー利用の見える化を行いました。
- ・ 水銀灯や蛍光灯などの防犯灯や、庁舎の蛍光灯照明をLEDに更新しました。



緑のカーテンハンドブック

**省エネチャレンジコンテスト**

ご家庭でエネルギーの使い方を考えてみて、省エネポイントチャレンジで達成した省エネポイントが、電気料金から減額される仕組みです。

**抽選ポイント発表会** 開催日時 9月31日

応募期間 9月1日～9月30日

抽選方法 抽選機による抽選

賞品 抽選機による抽選

お問い合わせ先 環境部 環境課 電話 090-421-5601

省エネチャレンジテスト



省エネナビ

■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
公共施設からの二酸化炭素排出量	エネルギー別に年1%以上削減	27,466 t (平成25年度)	→ 21,518 t (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28度を目安にしている」と回答した市民の割合	90% (令和3年度)	63% (平成22年度)	—	—
市民アンケートにおいて「暖房の設定温度は、20度を目安にしている」と回答した市民の割合	90% (令和3年度)	55% (平成22年度)	—	—
事業者アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28度を目安にしている」と回答した事業者の割合	90% (令和3年度)	55% (平成22年度)	—	—
事業者アンケートにおいて「暖房の設定温度は、20度を目安にしている」と回答した事業者の割合	90% (令和3年度)	54% (平成22年度)	—	—

■取組みを通じた課題

- ・ライフスタイル見直しの余地はあるものの、省エネルギー活動だけでは二酸化炭素排出量の削減に限界があります。そのため、引き続き省エネルギーに心がけながら、新エネルギーの導入や、国策による温室効果ガス排出係数の低減等と組み合わせた取組みが求められます。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・家庭やコミュニティ、事業所等に再生可能エネルギーの導入やエネルギーマネジメントを浸透させ、幅広い分野のスマートシティ化を図ります。
- ・地球にやさしいライフスタイルへの転換など、市民一人ひとりの知恵と工夫により、地球温暖化の防止や脱炭素社会を実現していくための効果的な仕組みづくりを目指します。
- ・地場農産物の販売促進や学校給食、飲食店での利用拡大等により、フードマイレージの削減にもつながらる地産地消の促進を目指します。
- ・市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常生活や事業活動における省エネルギー活動を推進することにより、持続可能な環境都市の実現を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
公共施設からの二酸化炭素排出量	市域の二酸化炭素排出量の指標に統合するため。
アンケートにおいて、次の項目 ・市民・事業者アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28度を目安にしている」と回答した市民の割合 ・市民・事業者アンケートにおいて「暖房の設定温度は、20度を目安にしている」と回答した市民の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。



## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第2節 低炭素社会の形成

#### (4) 低炭素社会形成に寄与する事業の促進・支援

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 環境ビジネスや環境に配慮した産業活動の展開

環境ビジネスの起業や環境配慮型の産業活動を展開し、環境負荷の低減や低炭素社会の形成を目指します。

##### ● 東広島産環境ビジネスの創出

大学や試験研究機関、先端技術企業等、様々な産業が集積する「国際学術研究都市」としての強みを活かして、独創的・先進的な「東広島産環境ビジネス」の創出を目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

平成24年 7月 「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」(環境省)作成・公表

平成25年 5月 「地域低炭素投資促進ファンド」(環境省)創設

令和元年 6月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・産学金官の連携により開催した東広島発！ものづくり逸品認定において、水替え不排水槽「せせらぎビオトープ」など環境関連製品を含めた製品を認定しました(認定制度は令和元年終了)。
- ・他関係機関や団体と連携して環境関連ビジネスセミナーを開催しました。

[平成28年度] グリーンボンド活用セミナー  
次世代エネルギー産業創出セミナー

[平成29年度] 環境経営実践講習会  
水素・次世代エネルギー研究セミナー  
環境×産業セミナー など



東広島発！ものづくり逸品



■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	達成状況		
		計画当初	現状	達成状況
「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数	10件 (令和3年度)	4件 (平成22年度)	8件 (令和2年度)	×

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進し、カーボンニュートラルを推進します。
- ・林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで、林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図ります。
- ・二酸化炭素の吸収源として、海洋における炭素固定を促進するため、藻場の保全を図るとともに、豊かな海の実現を目指します。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数	第2次計画では低炭素社会形成に寄与する事業の促進・支援の取組みをカーボンサイクルの促進に継承したことに伴い、成果指標として関連性がないため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
三津湾の藻場面積 [設定理由] 海藻が固定した炭素の一部は堆積し、炭素固定に寄与することから、海の炭素循環（カーボンサイクル）の指標として設定。	941ha (平成28年度)	現状を維持





## 第2章 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

### 第3節 広域的・国際的取組みの展開

#### (1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

##### ■ 取組みの方向性

##### ● 市内における連携・協働

市内各地での個別の取組みを、地域や業種の枠組みを越えた連携・協働した取組みに拡充し、より効果的な取組みの展開を目指します。

##### ● 広島県や近隣自治体等との連携・協働

広島県や隣接市町と連携・協働した取組みにより、共有する環境の保全や環境に関する共通の課題の解決を目指します。

##### ● 国際的な連携・協働

産学官民が連携した積極的な国際協力の取組みにより、地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決に寄与することを目指します。

##### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

平成26年12月	「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」(環境省) 立ち上げ
平成27年9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」(国連サミット) 採択
平成28年10月	「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」(広島県) 改訂
平成30年8月	「平成30年7月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画」(広島県) 策定 (広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備の推進)

##### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- 国際化推進事業として、中南米地域を対象に「排水処理技術」コースの研修を実施しました。令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響から、研修員の来日が困難となりましたが、オンラインにより研修を行いました。



排水処理技術コース研修

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
設定した目標はありません	—	—	—	—

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・市内各地での個別の取組みを、地域や業種の枠組みを越えて連携・協働する取組みに拡充し、より効果的な取組みの展開を目指します。
- ・広島県や隣接市町と連携・協働した取組みにより、共有する環境の保全や環境に関する共通課題の解決を目指します。
- ・産学官民が連携した積極的な国際協力の取組みにより、地球温暖化防止などの地球環境問題の解決に寄与することを目指します。

参考 17の目標からなる持続可能な開発目標（SDGs）



SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称で、持続可能な開発目標を指します。令和12（2030）年までに持続可能な社会をつくるために、私たちの世界が直面する喫緊の環境、政治、経済の課題に対して発展途上国と先進国がともに取り組む普遍的目標です。この持続可能な開発目標（SDGs）は17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを誓っています。

目標1：貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2：飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3：健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4：教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する。
目標5：ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
目標6：水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7：エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8：雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標9：インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る。
目標10：不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11：安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12：持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13：気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14：海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15：生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16：法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。
目標17：パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。





### 第3章 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

#### 第1節 環境教育・環境学習の推進

##### (1) 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

###### ■ 取組みの方向性

###### ● あらゆる世代の環境教育・環境学習の推進

学校や家庭、事業所、地域における環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動があたりまえのこととして実践される社会の形成を目指します。

###### ● 環境教育・環境学習に関わる人材の育成

環境教育・環境学習を支え、地域の環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指します。

###### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

- 平成24年 6月 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定
- 平成26年 11月 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」開催（名古屋市及び岡山市にて開催）
- 平成28年 3月 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画（ESD 国内実施計画）」策定
- 平成30年 6月 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」改定
- 令和 1年 9月 「環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度事例集」（環境省）作成・公表

###### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・環境リーダー派遣講座として、9つのテーマを設定し、個人や事業者、団体に講師を務めてもらいながら、環境リーダーの育成を行いました（平成25年度～）。
- ・生涯学習出前講座を通じて、依頼のあった学校や地域で環境学習を行いました。



環境リーダー派遣講座  
（えひめAI環境学習）



環境リーダー派遣講座  
（緑のカーテン講習会）

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		
		計画当初	現状	達成状況
環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数	246時間 (令和3年度)	183時間 (平成22年度)	→ 148時間 (令和2年度)	×
環境に関する出前講座の実施回数	50回 (令和3年度)	30回 (平成22年度)	→ 64回 (令和3年度)	○
市民アンケートにおいて「家庭内で環境問題について話し合いを行っている」と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	29% (平成22年度)	→ 33.2% (令和3年度)	×
事業者アンケートにおいて「環境に関する従業員教育」を行っている事業者の割合	60% (令和3年度)	33% (平成22年度)	→ 5.9% (令和2年度)	×

■ 取組みを通じた課題

・環境講座や活動の場では、参加者の固定化や参加人数の伸び悩み、スタッフの不足が課題となっています。そのため、活動が承継されながら持続可能な活動となるような仕組みづくりが求められます。

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・学校や家庭、事業所、地域における環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動が当たり前のこととして実践される社会の形成を目指します。
- ・体験型、講義参加型の学習にとどまらず、ウェブを通じた環境学習の整備を目指します。
- ・環境学習を支え、地域の環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指します。
- ・環境学習とIoTやAIを組み合わせた、Society5.0を意識した環境教育を目指します。

■ 目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
アンケートにおいて、次の項目 ・市民アンケートにおいて「家庭内で環境問題について話し合いを行っている」と回答した市民の割合 ・事業者アンケートにおいて「環境に関する従業員教育」を行っている事業者の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
環境学習に関するウェブコンテンツ数 [設定理由]GIGA スクール構想に対応するため、小中学生がタブレット利用できるコンテンツを充実させるため。	0 (令和2年度)	60 (令和13年度)
環境またはSDGsに係る研究事業および校内研修を実施した学校数 [設定理由] 小中学校で環境やSDGsの教育を推進するため。	小学校 4校 中学校 2校 (令和3年度)	小学校 全校 中学校 全校 (令和13年度)



### 第3章 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

#### 第2節 環境情報の充実

##### (2) 利用しやすい環境情報の整備と発信

###### ■ 取組みの方向性

###### ● 環境情報の収集・共有

東広島市の環境に関する情報はもとより、国内外の環境情報など、環境保全活動等の参考となる各種環境情報を収集し、子供から大人まで誰もが情報を共有できるような社会を目指します。

###### ● 環境情報の発信・交流

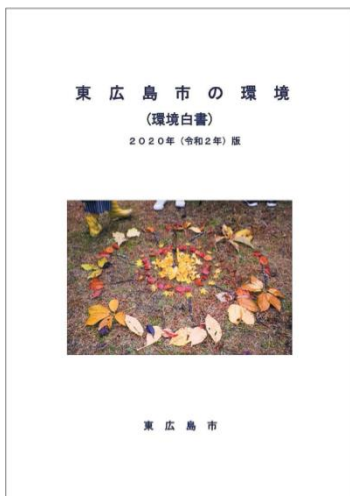
一方通行の情報提供ではなく、互いに情報を発信し、自由にやりとりができる、双方向型の環境情報社会を目指します。

###### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

- 平成24年 4月 「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）公表
- 平成26年 5月 「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」（環境省）公開
- 平成28年 8月 「気候変動適応情報プラットフォーム」（環境省）を国立環境研究所に設立
- 平成30年 6月 「環境報告ガイドライン（2018年版）」（環境省）公表

###### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・東広島市における大気・水質・騒音・振動をはじめとする環境に関する調査測定を行い、環境監視を行いました。
- ・県や市が調査した環境測定データを取りまとめ、「東広島市の環境（環境白書）」として公表しました。
- ・第1次環境基本計画における市、市民、事業者の取組みを取りまとめ、「東広島市の環境活動」として公表しました。
- ・エコネットひがしひろしま等の環境保全団体と連携し、環境イベント等の情報発信を行いました。



東広島市の環境（環境白書）



活動事例集



エコネットひがしひろしま  
ホームページ



■第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		達成状況
		計画当初	現状	
市民活動情報サイト（環境 eco）の登録団体数	47 団体 (令和3年度)	22 団体 (平成20年度)	27 団体 (令和2年度)	×
事業者アンケートにおいて「環境報告書やインターネットによる自社の取り組みの公表」を行っている」と回答した事業者の割合	50% (令和3年度)	17% (平成22年度)	3.4% (令和2年度)	×

■取組みを通じた課題

- ・環境学習や保全活動を行う学校や市民から、環境データ公表の要望が挙がっています。小中学校のGIGA スクール構想や、ICT の発達を受け、本市の環境データのオープンデータ化や、ウェブコンテンツの充実を図る必要があります。
- ・市が提供する環境情報は、大人から子どもまで誰もが利活用できるものが求められています。

■第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・東広島市の環境に関する情報はもとより、国内外の環境情報など、環境保全活動等の参考となる各種環境情報を収集し、子どもから大人まで誰もが情報を共有できるような社会を目指します。
- ・一方通行の情報提供ではなく、互いに情報を発信し、自由にやりとりができる、双方向型の環境情報社会を目指します。
- ・環境白書に掲載している市が測定している大気環境や公共用水域の水質データ等について、オープンデータ化を図ります。

■目標の見直し

○第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
市民活動情報サイト（環境 eco）の登録団体数	環境 eco が「すきかも」へ移行したことに伴い、環境に特化した登録数の把握が困難となったため。
事業者アンケートにおいて「環境報告書やインターネットによる自社の取り組みの公表」を行っている」と回答した事業者の割合	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。

○第2次東広島市環境基本計画で新たに設定する目標

項目	現況	目標
オープンデータ登録データ数 [設定理由]情報のデジタル化に対応し、市民が活用できる情報量の指標とするため。	4 (令和3年度)	300 (令和13年度)
オンデマンド型環境教育コンテンツ数 [設定理由]小中学生が学校から貸与されるタブレットを利用し、自宅等で環境学習ができるようにする指標とするため。	132 (令和2年度)	200 (令和13年度)



### 第3章 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

#### 第3節 市民・事業者等の環境保全活動の促進

##### (3) 環境保全活動への参加促進と取組みの支援

###### ■ 取組みの方向性

###### ● 環境保全活動への参加促進の仕組みづくり

気軽に楽しく、継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を目指します。

###### ● 環境保全活動への支援

環境保全活動の立ち上げや、既存の活動への支援の充実を目指します。

###### ■ 平成24年度～令和3年度の環境問題にかかる社会的動向

- 平成24年 6月 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定
- 平成24年 10月 「環境教育等支援団体の指定制度」(環境省)開始  
「人材認定等事業の登録制度」(環境省)開始  
「体験の機会の場の認定制度」(環境省)開始
- 平成25年 1月 「環境保全活動等に関する政策提案ガイドライン」作成・公表
- 平成30年 6月 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」改定
- 令和 1年 9月 「環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度事例集」(環境省)作成・公表
- 令和 2年 3月 「環境教育等支援団体指定マーク使用規程」(環境省)施行

###### ■ 平成24年度～令和3年度の市の取組み概要

- ・環境シンポジウムを開催し、環境・エネルギー問題を切り口に、今後のまちづくりのあり方について議論を行いました。
- ・平成22年に設立されたエコネットひがしひろしまと結んだパートナーシップ宣言に基づき、市内で環境保全活動を行う市民や事業者とともに、協働して緑のカーテンコンテスト、ストップ地球温暖化ポスターコンクール等の開催や、活動支援を行いました。



エコネットひがしひろしま  
入会案内ちらし (H25)

■ 第1次東広島市環境基本計画における目標の達成状況

項目	目標	→ 改善 → 現状維持 → 悪化		達成状況
		計画当初	現状	
市民アンケートにおいて「清掃活動などの地域の環境保全活動に参加している」と回答した市民の割合	80% (令和3年度)	59% (平成22年度)	→ 57.0% (令和3年度)	×
市民アンケートにおいて「市や団体等が主催する環境保全のイベントや活動に参加している」と回答した市民の割合	60% (令和3年度)	24% (平成22年度)	→ 17.3% (令和3年度)	×
事業者アンケートにおいて「環境マネジメントシステム（EMS）の導入」を行っている」と回答した事業所の割合	60% (令和3年度)	28% (平成22年度)	→ 3.4% (令和3年度)	×

■ 取組みを通じた課題

- ・「環境活動に参加したいが、参加方法が分からない」「環境活動を行いたい、どのようにして企画したらよいか分からない」という声が聞かれます。本市は学生をはじめ市外からの転入者も多いことから、開催案内などの情報を入手しやすい仕組みを構築する必要があります。

■ 第2次東広島市環境基本計画における方向性

- ・気軽に楽しく、継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を目指します。
- ・環境保全活動の立ち上げや、活動への支援の充実を目指します。
- ・本市において、「自然との共生」を目指したライフスタイルを提唱し、産学官民が一体となって、より積極的な活動の推進を目指します。

■ 目標の見直し

○ 第1次計画で終了する目標

項目	終了理由
アンケートにおいて、次の項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケートにおいて「清掃活動などの地域の環境保全活動に参加している」と回答した市民の割合</li> <li>・市民アンケートにおいて「市や団体等が主催する環境保全のイベントや活動に参加している」と回答した市民の割合</li> <li>・事業者アンケートにおいて「環境マネジメントシステム（EMS）の導入」を行っている」と回答した事業所の割合</li> </ul>	進行管理を行う上で、毎年アンケート調査を行うことが困難なため。



